

(様式2)

## 「京丹後市環境基本計画(案)」の概要

### 1 計画の基本となる事項

#### 1) 計画策定の趣旨

本市の環境に関する将来目標を定めるとともに、その実現のための施策を効果的に推進することを目的に基本計画を策定します。

#### 2) 計画の位置づけ

国の「環境基本計画」や「京都府環境基本計画」、「第1次京丹後市総合計画」との整合を図りながら、本市の諸計画を環境面から支えるものとします。

#### 3) 計画の対象範囲

対象地域は市全域とします。また、対象とする分野としては、自然環境、生活環境、循環型社会、産業、地球環境、環境教育とします。

#### 4) 計画の期間

基本施策の計画期間は2018年度(平成30年度)までの10年間、重点プロジェクトの期間は2013年度(平成25年度)までの5年間とします。

#### 5) 取り組みの主体と役割

本計画の取り組み主体は、市民、事業者、市民団体、旅行者、市とし、それぞれの分野で積極的に計画の推進を図ることとします。

### 2 望ましい環境像及び基本目標

#### 1) 望ましい環境像

本市の望ましい環境像を「古代から未来へ 自然美ゆたかな歴史と文化のまち 京丹後」とします。

#### 2) 基本目標

望ましい環境像を実現するため、「豊かな自然を守り共生していくまち」、「環境に負荷を与えない暮らしをするまち」、「限りある資源を有効に活用するまち」、「豊かな財産を環境に生かすまち」、「低炭素社会に挑戦するまち」、「楽しく学びともに環境を育むまち」の6つの基本目標を掲げます。

#### 3) 施策の体系

基本目標を達成するため、それぞれの目標に対し施策の方針を定めます。

### 3 計画を推進するための具体的行動

#### 1) 豊かな自然を守り共生していくまち

「豊かな自然環境の継承」、「水辺環境の保全」、「里地里山の再生」の3つの施策の方針を掲げ、それぞれ目標を達成するための市の取組、市民・事業者・市民団体・旅行者別の行動指針を示します。

#### 2) 環境に負荷を与えない暮らしをするまち

「河川、湖沼、海の保全」、「快適な生活環境の保全」、「環境美化活動の推進」、「不法投棄対策の強化」の4つの施策の方針を掲げ、それぞれ目標を達成するための市の取組、市民・事業者・市民団体・旅行者別の行動指針を示します。

#### 3) 限りある資源を有効に活用するまち

「ごみの発生抑制」、「ごみの再資源化」の2つの施策の方針を掲げ、それぞれ目標を達成するための市の取組、市民・事業者・市民団体・旅行者別の行動指針を示します。

#### 4) 豊かな財産を環境に生かすまち

「地域バイオマスの活用」、「環境と農林水産業の連携」、「環境と既存産業の融合」の3つの施策の方針を掲げ、それぞれ目標を達成するための市の取組、市民・事業者・市民団体・旅行者別の行動指針を示します。

#### 5) 低炭素社会に挑戦するまち

「温室効果ガスの排出抑制」、「新エネルギーの導入、省エネルギー・省資源の推進」の2つの施策の方針を掲げ、それぞれ目標を達成するための市の取組、市民・事業者・市民団体・旅行者別の行動指針を示します。

#### 6) 楽しく学び ともに環境を育むまち

「学校における環境教育の強化」、「地域における環境学習の強化」の2つの施策の方針を掲げ、それぞれ目標を達成するための市の取組、市民・事業者・市民団体・旅行者別の行動指針を示します。

### 4 重点プロジェクト

環境像の実現に向けた基本施策の中から、環境課題に対する重要な施策、環境像の実現に向けて大きな効果が期待される施策において、早急に実施する必要がある、総合的かつ横断的な推進が必要なものを重点プロジェクトと位置づけ、『環境ビジネスモデル推進プロジェクト』、『「山」「里」「海」水のリレープロジェクト』、『京丹後リ・スタイル(Re-Style)プロジェクト』、『地域環境学習推進プロジェクト』の4つのプロジェクトを優先的かつ重点的に推進します。

### 5 推進体制

#### 1) 計画の推進体制

環境基本計画に基づく施策の推進、進捗状況の管理などを行う推進体制を示します。

#### 2) 指標等による進捗状況の管理

進捗状況の管理手法および基本目標ごとの数値目標を示します。

#### 3) 計画の見直し

施策の実施状況の点検結果を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うこととし、5年程度が経過した時点をめどに内容の見直しを行います。